

(仮称) 吉野町文化交流拠点 基本計画書

2016.6

弘前市

I

全体基本計画

目次

【 I 全体基本計画】

- 1. 整備の目的
 - (1) 事業の背景
 - (2) 事業の目的
- 2. 計画地の概要
 - (1) 立地及び交通アクセス
 - (2) 敷地条件／既存施設の条件
 - (3) 既存施設・敷地の特徴
- 3. 整備の基本方針
 - (1) 本施設のコンセプト
 - (2) 運営の基本方針
 - (3) 本施設の位置づけ
 - (4) 利用者の想定
 - (5) 導入機能
- 4. 整備する施設
 - (1) 全体像
- 5. 土地利用計画
 - (1) アプローチ動線
 - (2) ゾーニング計画
 - (3) 施設配置計画
- 6. 意匠の基本方針

1 整備の目的

(1) 事業の背景

(1) 弘前の「地方創生」に資する拠点づくり、賑わいづくり、中心市街地の回遊性向上

古くからの津軽地域の中核都市として成熟期を迎えている本市では、これからの20、30年を見据え、**新たな弘前を「創生」**していくために、内側への求心力と外側への発信力のある都市の顔の形成が不可欠である。

特に本市は伝統と歴史あふれる観光資源が豊富であり、交流人口を生み出すことは地域経済循環上も重要である。

新たな街のコアと位置づける中央弘前駅に隣接する「吉野町煉瓦倉庫」および「吉野町緑地」を有効活用し、弘前の歴史と伝統を踏まえつつ、**新たに「人が集まり」「人が活動し」「人が流れる」中心市街地の再生に向けて、官民一体での取り組み**が求められる。

(2) 成熟都市としての「都市の懐」を作り出す文化・芸術拠点づくり

本市は、更なる成熟に向け、日常に取り込まれた質の高い文化・芸術を市民が身近に感じることができる「**懐の深い都市**」を目指す必要がある。

そのため、市民生活の質的向上に資する**アート・カルチャー・クリエイティビティの創出**が求められる。

(3) ソフト面での中心性の形成～コンパクトシティのさらなる推進～

本市では、従前から都市機能の高度化が進められるJR弘前駅前と弘前公園、市役所エリアにおける中心市街地の活性化、コンパクトシティ化の取り組みに注力してきた。

その中で、中央弘前駅周辺エリアは、この両エリアを含めた2 km四方のほぼ中心的位置にあり、本事業を通じて新たな拠点形成を進めることで、ハード・インフラなどの物理的なコンパクト化だけでなく、**情報や知識、文化、芸術などのソフト面での「中心性」を形成し、将来に持続する街の形成を進めて行くことが求められる。**

1 整備の目的

(2) 事業の目的

本市では、**中心市街地における交流人口の増加、回遊性の向上による賑わい創出**に資する取り組みとして、吉野町煉瓦倉庫及び吉野町緑地における文化交流拠点の整備を目指す。

本事業実施に当たっては、弘前市経営計画が掲げる「**子どもたちの笑顔あふれるまち**」を実現するため、市民主体の生涯学習と地域文化の振興による市民生活の一層の充実と文化芸術活動の推進を図る。

地域に根ざした文化と世界の様々な価値観をつなぎ、**活力と創造力にあふれた弘前文化の醸成を促進**するために、アートプロジェクト活動を支援していく。また、広く本市を訪れる人々に対して場を開き、文化的なアイデンティティを支える拠点として、**現在進行形のアートを発信**し、弘前の夢ある未来の基盤を官民連携によって作り上げることを目的とする。

2 計画地の概要

(1) 立地及び交通アクセス

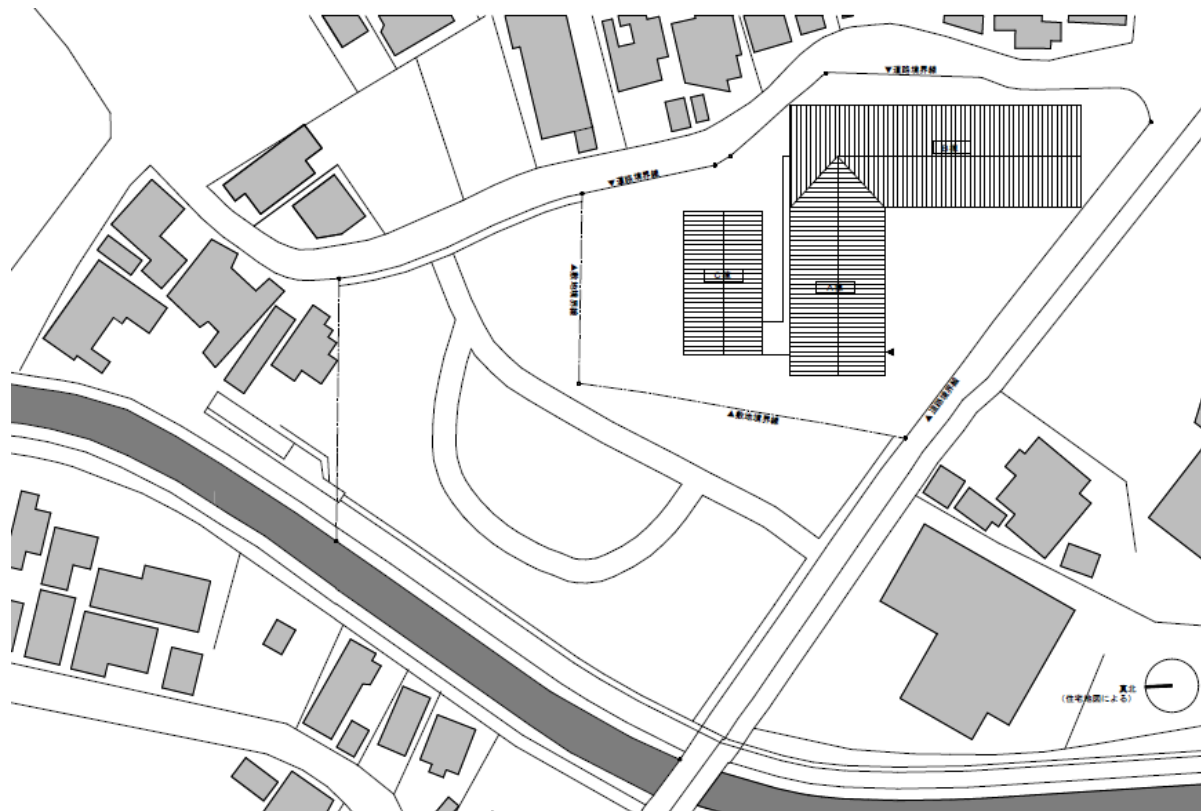
事業用地は、弘前市中心市街地の中央部にあり、市を代表する商店街・土手町と歓楽街・鍛冶町に隣接している。弘前駅からは約2km、中央弘前駅に隣接した敷地である。



2

計画地の概要

(2) 敷地条件／既存施設の条件



【吉野町煉瓦倉庫】

所在地	弘前市大字吉野町2番地1
敷地面積	5,313.07㎡
床面積	1階:2,256.07㎡ 2階:1,677.86㎡(登記簿より)
都市計画区域	市街化区域
用途地域	商業区域
建蔽率	80%
容積率	400%
防火地域	準防火地域 階数4以上(地階を除く)、延床1,500㎡を超える建物は、耐火建築物とする。階数3(地階を除く)以上、延床500㎡を超え、1,500㎡以下の建物は耐火建築物または準耐火建築物とする。
駐車場	建築物の用途変更の場合で増築(改築)の場合は、弘前市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の適用を受ける。 特定用途の建物(床面積1,000㎡以上)
敷地隣接状況	東側:市道土手町住吉町線 西側:弘南鉄道大鱒線、土淵川(県管理) 南側:市道桶屋町線 北側:弘南鉄道中央弘前駅、都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線

【土淵川吉野町緑地】

地番	弘前市大字吉野町2番7
地積	6,266㎡
用途	都市公園(都市計画決定されていない都市公園)
建蔽率	2%

2 計画地の概要

(3) 既存施設・敷地の特徴

外観、内部空間、外部空間に特徴的な空間や意匠がみられる。

煉瓦倉庫	外観の 特性	煉瓦壁が生み出す歴史的な外観・質感	
		柱・梁・壁と小さな窓が作り出す陰影	
		低く抑えられたボリューム感	
	内部空間の 特性	細長いチューブ状の大空間	天井高の高さと開放感
		木架構が作り出す特徴的な小屋裏空間	
		灰暗い空間に窓からの光が鋭く差し込むコントラスト	
		にじり口のような出入口、かつての執務スペース、小屋裏のタンク等、記憶を残す要素	
タイル仕上げの床と壁、黒い壁、煉瓦壁等、質感のある素材・仕上げ			
外部空間	緑地の広がりや煉瓦倉庫の低いボリュームが作る開放感		
	芝生と煉瓦の親和性と温かみ		
	線路や河川などと一体的に形成される土地特有の景観や日常の風景		



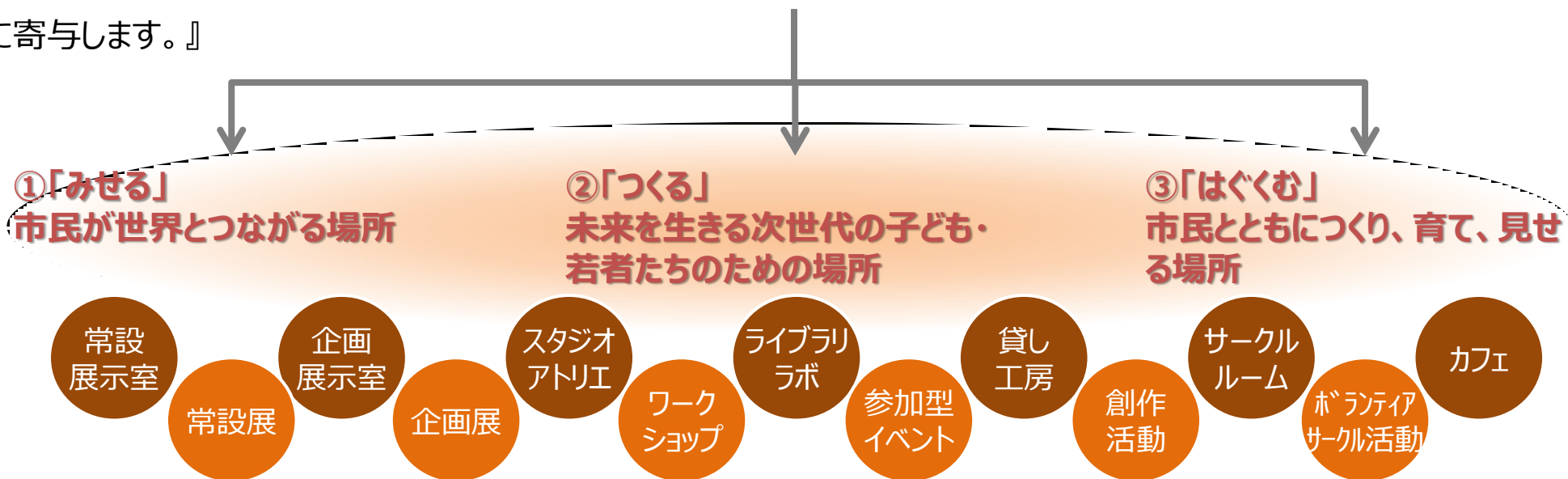
3 整備の基本方針

(1) 本施設のコンセプト

『本施設は、

訪れる人全てが世界につながる芸術や文化に触れることができる機会を提供しつつ、次世代のアーティスト・クリエイターが育つ文化芸術の創造・交流の拠点（クリエイティブハブ）になることで、市民の豊かな生活・新たな賑わい・市内外の集客と交流を創出し、持続可能な都市への発展

に寄与します。』



3 整備の基本方針

(2) 運営の基本方針

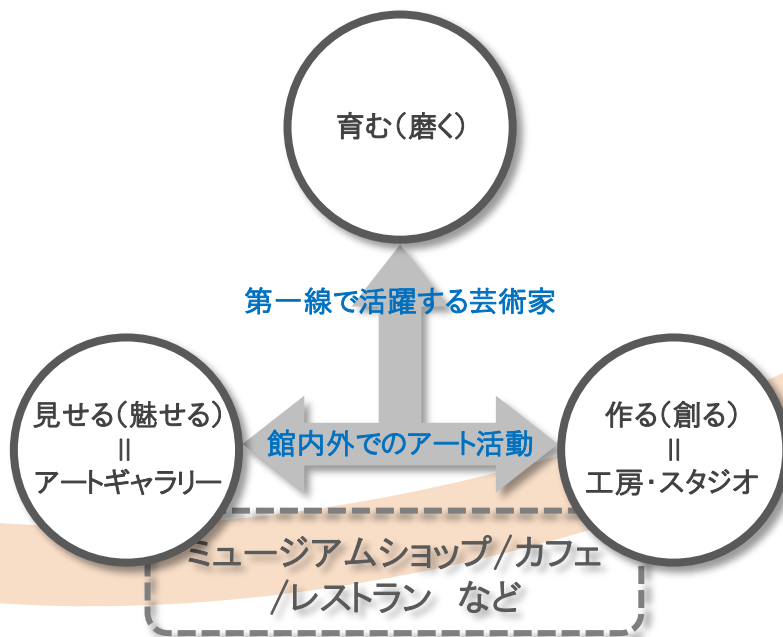
・本施設は、コンセプトに則して、本施設を訪れる全ての人に、①「みせる」、②「つくる」、③「はぐくむ」場と機会の提供を運営の基本方針とする。

③「はぐくむ」：市民とともに作り、育て、見せる場所

芸術活動について、施設の利用者を単なる観覧者にとどめることなく、利用者を積極的に参加させ、体験させる施設とする。特に将来を担う人材の探究心を育て、疑問や驚きをきっかけに、自らの手で、望ましい未来を築く活力や想像力を培う拠点を目指す。さらに、新進気鋭の芸術家が、ここから世界へ羽ばたいていくためのステージとなることを目指す。(アートプログラムの実施、新進芸術家の積極採用等)

①「みせる」：市民が世界とつながる場所

国内外の第一線で活躍する芸術家による、企画展や常設展、アートプロジェクトを開催し、子どもから高齢者までが世界のトップレベルの芸術家と触れ合う場を提供することで、芸術家やその作品に関心を持つ人だけでなく、内外から多くの観光客を集める新たな拠点を目指す。(一流芸術家の企画展・常設展の実施)



②「つくる」：未来を生きる次世代の子ども・若者たちのための場所

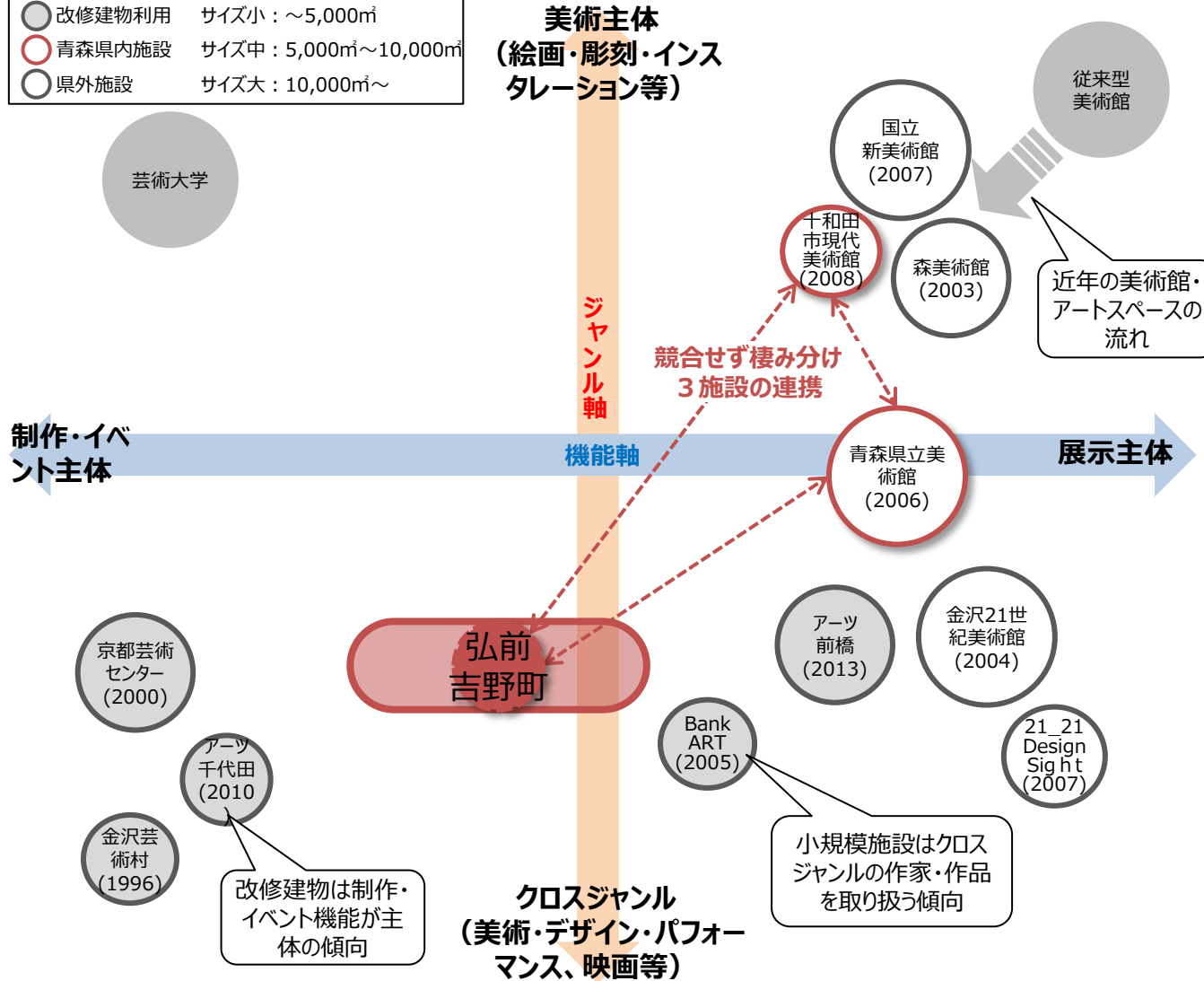
現在進行形の、生きた芸術活動を積極的に展開し、次世代の子ども・若者が芸術を身近に感じ、創造的な感性を育てていくための学びの場としての拠点をを目指す。(工房、アーティストインレジデンス事業等の実施)

3 整備の基本方針

(3) 本施設の位置づけ

- ①美術、デザイン、パフォーマンス等の多様なジャンルの作品・テーマをバランスよく扱うクロスジャンル型施設
- ②展示機能に加えて、制作・イベントといった創造活動の拠点機能を持つ施設

● 改修建物利用	サイズ小：～5,000㎡
○ 青森県内施設	サイズ中：5,000㎡～10,000㎡
○ 県外施設	サイズ大：10,000㎡～



【施設整備の基本方針】

- ①長く親しまれてきた煉瓦倉庫 外観や内部空間を可能な限り活用
- ②吉野町緑地と一体的なアートのスペースの整備

3 整備の基本方針

(4) 利用者の想定

世代、属性ともに幅広い利用者を想定する。各利用者へ提供する魅力・価値を明確化し、建築計画や運営計画へ反映する。

アーティスト・クリエイター	地域に根ざしたアート活動を支援することにより、弘前発のアーティストやクリエイターを発掘・育成する場。	若者	アートを通じて世界を感じられる場。サークル活動の拠点。地域に愛着を持ち、地域外にも誇れるような最先端の情報を得られる場。
観光客・外国人	国内外の観光客やアーティスト、クリエイターを呼び込み、交流を促し、情報発信することで、地域経済を活性化させるとともに、弘前と世界がつながる場。	リタイア層	アートや世代を超えた交流により、リタイア後の生きがいを見つけられる、元気に暮らせるエネルギーの源泉となる場。
子ども・親子	子どもたちが遊びや創作体験を通じてアートに親しむきっかけを創出する場。ファミリー世代が気軽に時間をすごし憩える場。	主婦・主夫	日常使いができ、趣味やコミュニティの形成において拠点となる場。
		生産年齢	余暇を充実させ、文化的で精神的に豊かなライフスタイルを得られる場。

3 整備の基本方針

(5) 導入機能

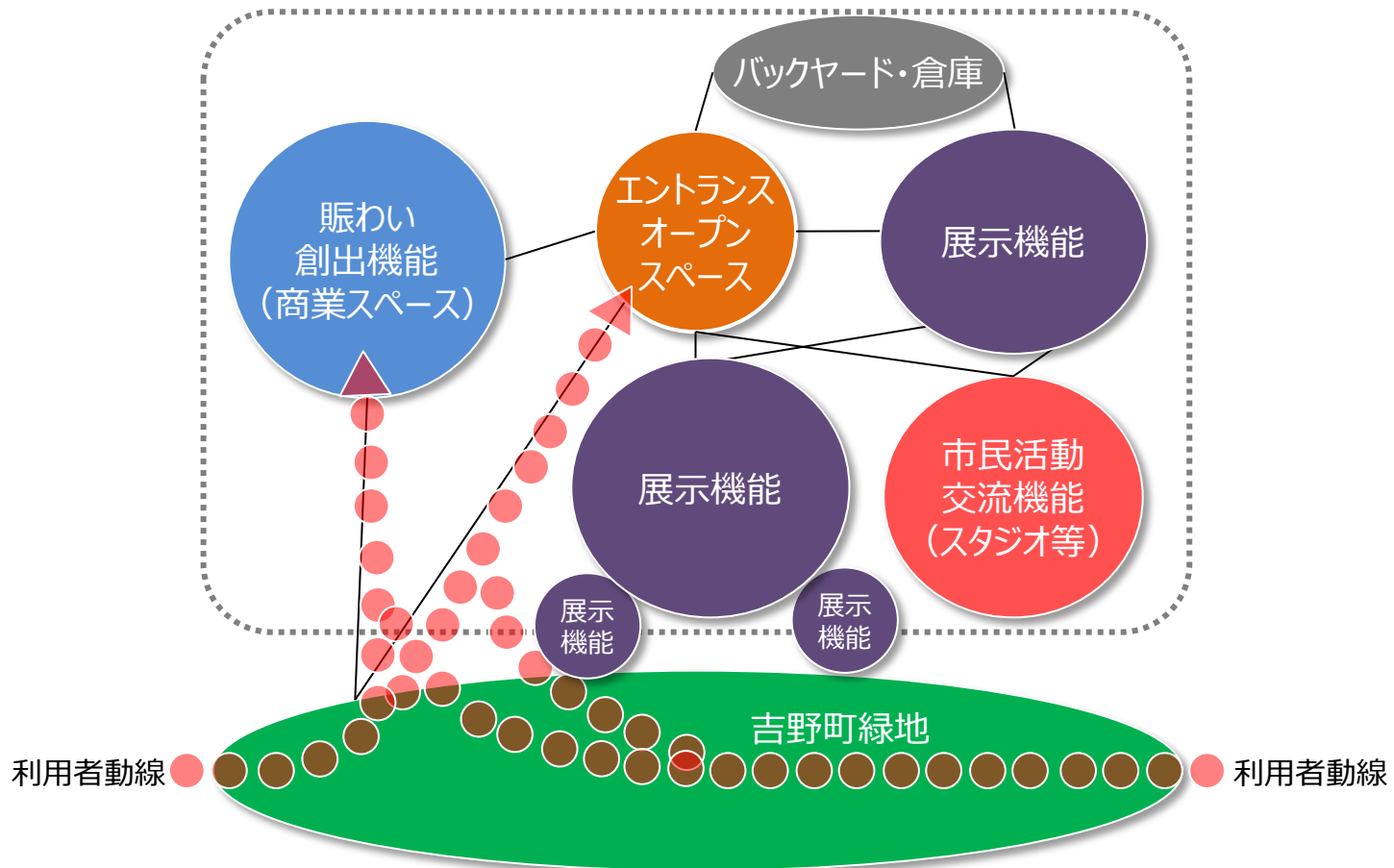
アート展示機能、市民活動・交流機能、賑わい創出機能、事務室等を導入する。

対象敷地	整備施設	導入機能概要	
吉野町煉瓦倉庫	(仮称) 文化交流施設	アート展示機能	常設展示スペース、企画展示スペース、収蔵スペース
		市民活動・交流機能	スタジオ・アトリエ、ライブラリ・ラボ、サークルルーム、貸し工房、カフェ、ミュージアムショップ
		共通機能	事務室、作業スペース等
	賑わい施設 (附帯事業)	賑わい創出機能	飲食、物販、スタジオ、ギャラリー、シェアオフィス、カルチャースクール等、駐車場（民間事業者の提案による）
土淵川吉野町緑地	土淵川吉野町緑地	緑地、屋外展示（パブリックアートの整備）、公衆便所、駐車場	

4 整備する施設

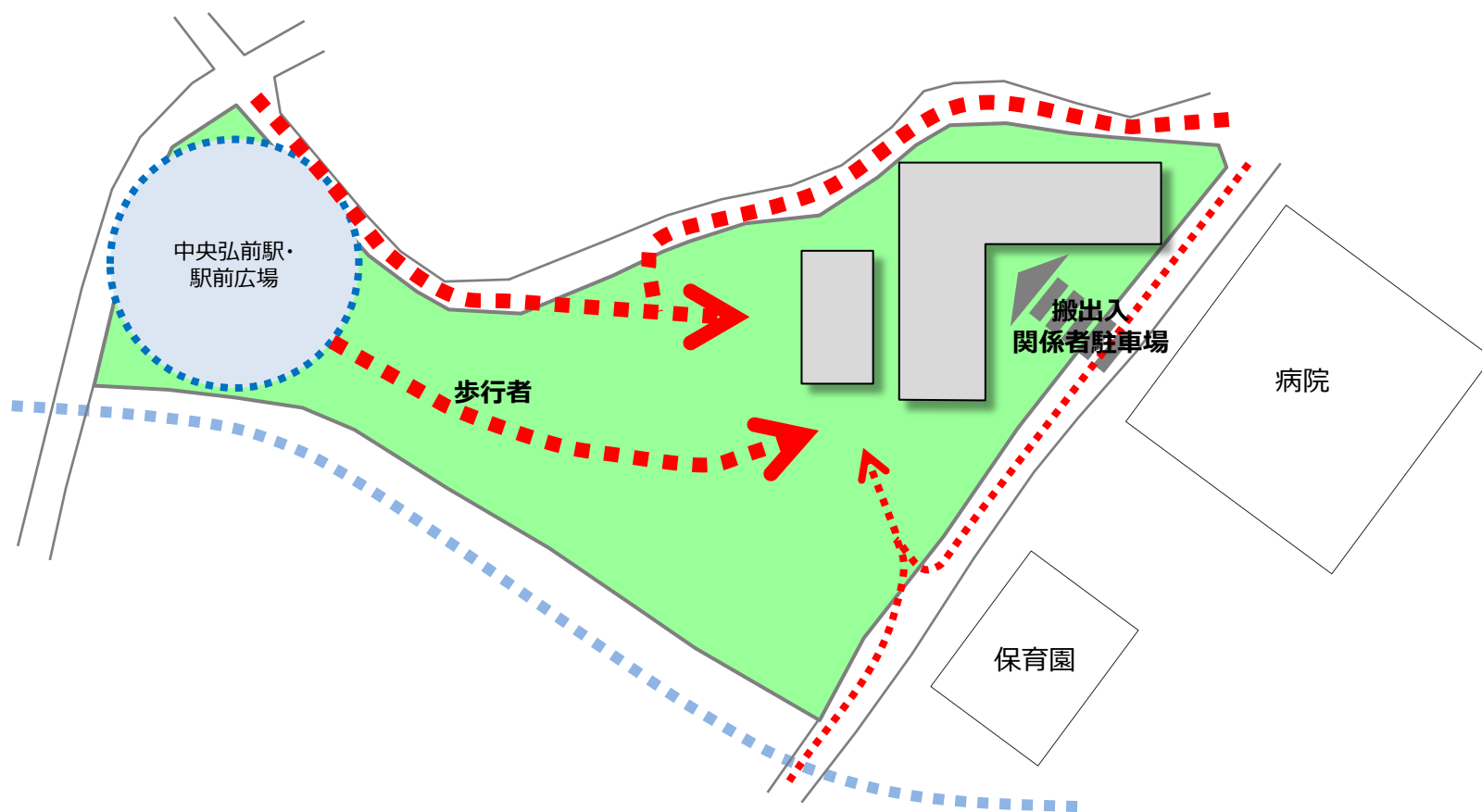
(1) 全体像

文化・交流機能をA棟・B棟に配置、賑わい創出機能をC棟に配置することを基本とする。また、各棟と吉野町緑地は、視覚的・動線的な連続性を確保するとともに、空間的に一体的な使い方ができる設えとする。



(1) アプローチ動線

- ・歩行者のアプローチ動線は、将来的に駅前広場整備を計画している中央弘前駅方面からのアプローチとを主とする。美術品等の搬出入や関係者車両などの車両動線は南側接道道路からとする。
- ・敷地東側の生活道路については、将来的に歩行者を優先する道路として運用することを想定する。



(2) ゾーニング計画

本事業対象地は、「文化交流施設・賑わい施設ゾーン」と、「広場・緑地ゾーン」とする。
並行して整備が進められる「中央弘前駅・駅前広場ゾーン」と一体的な空間整備を行い、動線や景観に配慮する。



6 意匠の基本方針

意匠の基本的考え方は以下のとおり。

- ・本施設のミッションの達成、および機能性や快適性を損なわない限りにおいて、**可能な限り煉瓦倉庫の外観や内部空間の特性を尊重し活かした意匠**とする。ただし、保存が目的化することのないようにする。
- ・土地の記憶を宿す建物であることと、現代にアート空間として再生される建物であることの双方をふまえ、時代の変化や流行に過度に拠ることなく、**歴史性と現代性を兼ね備えた意匠**とする。
- ・緑地と煉瓦倉庫を一体的な外部空間・都市空間として認識し、本市が培ってきた**歴史性や特徴ある都市景観の更なる魅力向上**に努める。

II

芸術文化・市民活動機能の 基本計画

目次

- 1. 芸術文化・市民活動機能の基本方針
 - (1) 芸術文化・市民活動機能の導入機能
- 2. 個別計画
 - (1) アート展示機能
 - (2) 市民活動・交流機能
 - (3) 緑地
 - (4) 賑わい創出機能
- 3. 管理運営計画
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 運営計画
 - (3) 広域での文化・交流ネットワークの構築
 - (4) エリア・アートマネジメント
 - (5) 管理運営体制

1 芸術文化・市民活動機能の基本方針

(1) 芸術文化・市民活動機能の導入機能

アート展示機能、市民活動・交流機能、賑わい創出機能を導入する。

	世界を感じる芸術や文化に触れることができる	市民・アーティストが文化・芸術活動を行うことができる	人が集まる、賑わいを創出する
	アート展示機能	市民活動・交流機能	賑わい創出機能
煉瓦倉庫	<p>(1) 展示スペース 企画展示空間、常設展示空間等</p> <p>(2) 収集・保存スペース 収蔵庫（美術品、写真・映像コレクション、美術資料等の収蔵）</p>	<p>(1) 文化創造・発信スペース ギャラリー（地元企業や大学等とも連携して新しいメディアやデザイン、アートの動向を紹介）、ミュージアムショップ 等</p> <p>(2) 市民活動・交流スペース アートカフェ、サークルルーム、アートプレイングルーム 等</p> <p>(3) 教育・普及スペース ワークショップルーム、レジデンス・スタジオ、アトリエ工房、ライブラリーラボ 等</p>	<p>(1) 民間商業スペース カフェ、レストラン、ライフスタイルショップ、シェアオフィス、ブックカフェ</p>
緑地	屋外展示、イベント、休憩スペース 等		

2 個別計画

(1) アート展示機能

① 常設展：煉瓦空間の空間的な魅力を最大限活用した常設展

基本方針	<ul style="list-style-type: none">・煉瓦倉庫の空間的な魅力（特に現状の内装、空間ボリューム）を最大限活用したコミッションワーク（依頼制作によるアート作品）等を配置した常設展示空間の整備。・奈良美智氏の作品である「メモリアルドッグ」を中心にした、弘前独自の現代アート作品を選定し、緑地を含めた施設内外に10作品以上を制作・設置する。
展示作品 コレクションの 方針	<ul style="list-style-type: none">・常設展示作品は購入する方向で検討する。弘前市で予算枠を決めて、作家選定（展示収集）方針に基づき、事業者が選定、購入する。（外部委員会等による評価を行う）・平成29年度以降（事業者との契約後）、事業者が市の方針に基づき計画し、順次アーティストに依頼。市と協議しながら、選定・購入・配置を行う。・運営期間中のコレクションは、別途市が予算を計上し、運営事業者と協議しながら、作品の選定・購入を行うこととする。
メモリアルドッグの 配置方針	<ul style="list-style-type: none">・美術館としての十分な面積の確保と、これまで緑地においてメモリアルドッグが市民や観光客に親しまれてきた経緯を踏まえ、パブリックスペース（誰もが自由に見ることができる場所）上に配置する。・配置する際は、作品が傷つけられないような計画（周囲を柵及び濠で囲む、ガラスケースに入れる等）を必須とする。

2 個別計画

(1) アート展示機能

②企画展：クロスジャンルの展示・表現に対応するフレキシブルな空間

基本方針	<ul style="list-style-type: none">・多種多様なジャンルの展示・表現を想定した展示空間を整備。・一部、演奏や映像鑑賞に対応した防音性能を具備した空間を整備。・一部、安定した温湿度管理が可能な高気密空間を整備。
施設の 整備方針	<ul style="list-style-type: none">・B棟はできるだけ既存の大空間を確保し、展示機能を中心に利活用する。・耐震補強により、一部内壁や柱等を設置することとなるが、完全に区切ることはせず、可能な限り大空間を感じることができるよう検討する。
防音性能を具備 した室の方針	<ul style="list-style-type: none">・防音対応の部屋は、映像投影や音楽演奏等の利用が可能な、50人程度収容可能なスタジオ兼用の多目的室と、少人数のグループによる音楽練習等に利用できる小規模な練習スタジオを整備する。・録音などの「創作活動」を支援するための機材設置を行う。

2 個別計画

(1) アート展示機能

③常設展／企画展のスペース・運用方針

- ・常設展を中心に、年数回の企画展の開催を想定。
- ・常設展、企画展、市民活動・交流スペースをバランスよく配置。
- ・常設－企画については、双方が区分された入り口となるような空間配置・動線計画とする。

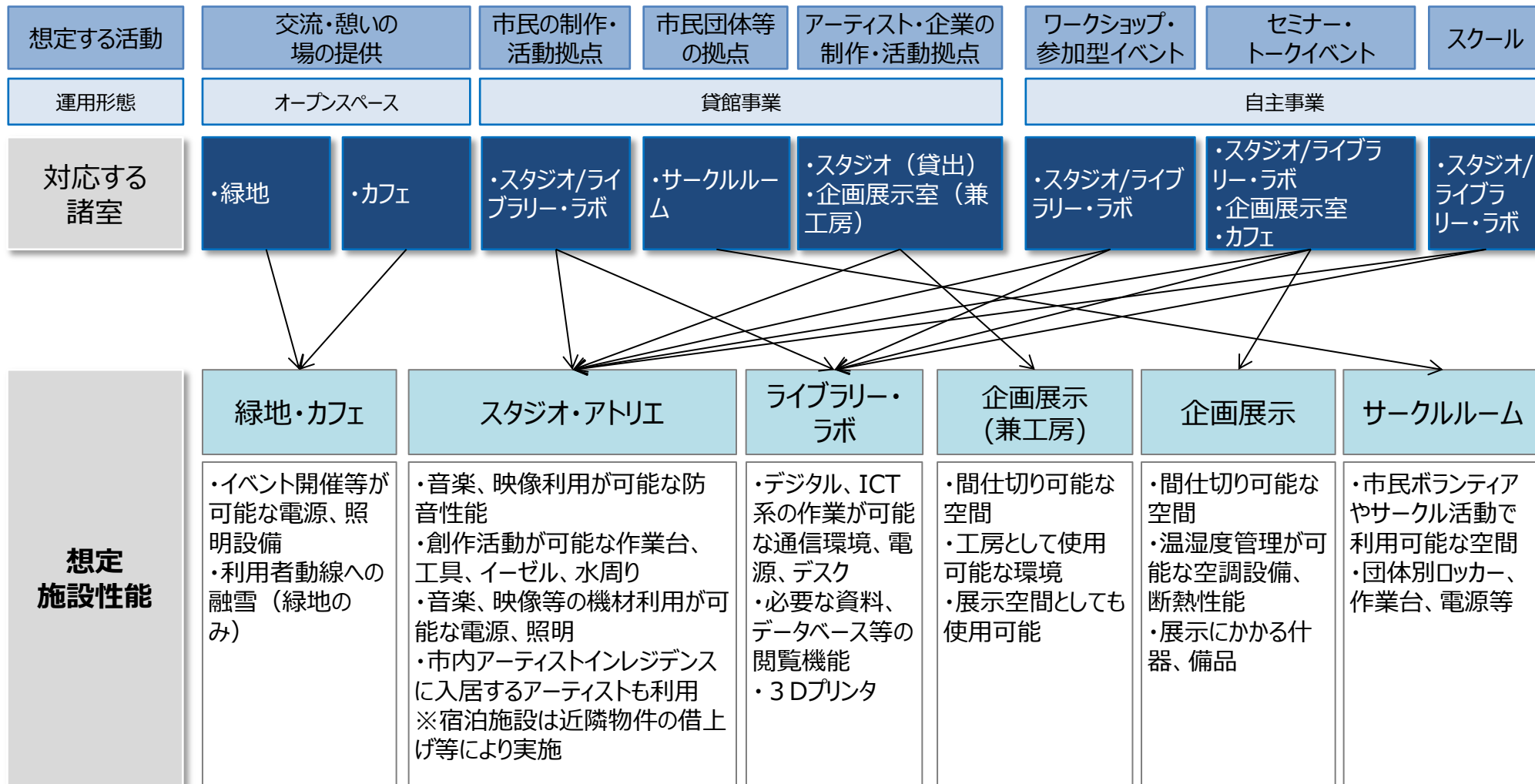
④収集・保存スペース

- ・収集・保存スペースは、将来的にコレクションを持つことを前提に、一定の規模を確保することとし、スタッフ動線や作業空間を考慮しながら、効率的に整備する。

2 個別計画

(2) 市民活動・交流機能

想定される活動に合わせて、必要な諸室と機能および運用形態を以下の様に定める。



2 個別計画

(3) 緑地

以下に示すような複合的な機能をもつ外部空間とする。

アプローチ機能

- 主要な歩行者動線は、中央弘前駅ならびに東側接道道路からのアプローチ動線とする。
- バリアフリー、夜間の安全性、冬季のアクセス性に配慮する。

屋外展示機能

- アート作品を展示し、緑地に訪れた人々が鑑賞・体験できる場とする。
- 施設内の展示機能との連携が可能な計画とする。
- 風景や景観をつくる一つの要素となることに留意する。

イベント機能

- アートイベントや飲食イベント等、賑わいを創出する場とする。
- 騒音や動線など周辺地域への配慮をふまえたイベント開催が可能な場とする。

休憩・憩い機能

- 各所に滞留スペースやファニーチャーを設け、全ての人が憩い、穏やかな時間を過ごせる場とする。
- 夏季、冬季ともに人が滞留できるスペースを設ける。
- カフェ等の施設内の機能と連携する。

2 個別計画

(4) 賑わい創出機能

- ① 民間事業として、独立採算による事業運営が可能な機能の提案を受ける。
- ② 弘前の地域資源（食、物産・工芸、活動、人材等）を最大限活用したサービスの提供が望ましい。
- ③ 求める施設は、市民や訪れる人に対して、「芸術・文化を感じてもらえる」、「滞留を誘導する」、「交流を生み出す」、「体験・体感できる」などの価値を提供できる施設を誘導。
- ④ 煉瓦倉庫に導入される芸術文化・市民活動機能を目的に訪れる人に対して、「一つの文化交流拠点」として感じてもらう親和性、一体性のある機能及び空間づくりを誘導。
- ⑤ 煉瓦倉庫や緑地と一体的な景観や動線に配慮したデザイン、文化交流拠点としてのシンボル性のある施設づくりを誘導。
- ⑥ 民間事業として必要な駐車場を整備・運営する。その際には、歩行者動線に配慮した車両動線を計画する。緑地に設置する場合には、当該緑地面積を煉瓦倉庫敷地内で代替することを条件とする。

(1) 基本的考え方

機能		想定される運営管理業務等
アート展示	①展示機能	企画展示の企画・運営
		常設展示の企画・運営
		広報・集客プロモーション
	②収集・保存機能	収蔵品の収集・保管、管理・修繕等
	③調査・研究	収蔵品、企画展示、作品収集等にかかる調査研究
市民活動・交流		ワークショップや講座、教室の企画・運営
		スタジオ等諸室の貸出
		広報・集客プロモーション
		アーティストインレジデンス等の企画・運営
賑わい創出機能		民間収益事業（独立採算、ショップ・カフェ等の運営）
緑地		緑地全体の維持管理
全体		エリア・アート・マネジメント業務（周辺施設、中心市街地と連携したイベント企画・運営）
		施設・緑地全体の維持管理（建物、設備、警備、清掃、植栽・衛生管理、駐車場管理等）
		経理、庶務

3 管理運営計画

(2) 運営計画

1. アート展示運営業務

1-1. 企画展示の企画・運営

- ・本施設で実施する企画展の企画、運営を行う。
- ・企画展は年2回以上開催し、本施設の常設展や地域性と関連性があり、かつ多くの人を呼び込むことができる展示を行う。
- ・借用する展示作品の適切な搬出入、保管、展示を行う。
- ・企画展は有料展示を原則とする。チケットの販売、料金徴収を行う。
- ・来場者向けのガイダンス、作品説明等を行う。

1-2. 常設展示の企画・運営

- ・本施設で実施する常設展の企画、運営を行う。
- ・常設展は開館時は常時開催する。
- ・常設展示作品の適切な管理、展示を行う。
- ・常設展は有料展示を原則とする。チケットの販売、料金徴収を行う。
- ・来場者向けのガイダンス、作品説明等を行う。

1-3. 広報・集客プロモーション

- ・企画展示、常設展示ともに多くの人に周知するための広報、プロモーション業務を行う。
- ・チラシ、ポスター、パンフレット、ホームページ、テレビ、ラジオ、市の広報媒体、他の事業者との連携など、多様な媒体での周知を図り、積極的な集客を図る。
- ・市内のイベント等との連携を図り、本市全体の来訪者数の増加に寄与する。

(2) 運営計画

1. アート展示運営業務

1-4. 収蔵品の収集・保管、管理・修繕等

- ・本施設の常設展示、企画展示等の作品コンセプトを踏まえつつ、計画的に作品の収集を行う。
- ・収集した作品、常設展示している作品について、適切な保管、修繕等を行う。

1-5. 収蔵品、企画展示、作品収集等にかかる調査研究

- ・常設展示作品や収蔵品に関する調査・研究、作家に関する調査・研究を行い、来場者への適切な情報提供を行う。
- ・調査研究結果は、報告書にとりまとめて、本施設に保管する。

(2) 運営計画

2. 市民活動・交流促進業務

2-1. ワークショップ、講座、教室等のイベント企画・運営

- ・本施設のスタジオ、ライブラリ・ラボ、工房、企画展示室、オープンスペース（カフェ、緑地、エントランス等）を活用して、原則月1回以上の参加型ワークショップ、講座、教室等のイベントを企画・運営する。
- ・市民全般、子ども、家族、アーティストやクリエイターなど、様々な対象者に向けたイベントを企画運営する。
（有料／無料は任意）

2-2. スタジオ等の諸室の貸出

- ・本施設のスタジオやライブラリ・ラボ、工房、企画展示室、オープンスペース（カフェ、緑地、エントランス等）等について、利用者へ貸出業務を行う。
- ・施設の予約・貸出・返却を行う。
- ・施設の利用は有料とする。料金徴収を行う。

2-3. 広報・集客プロモーション

- ・イベントや、施設利用ともに多くの人に周知するための広報、プロモーション業務を行う。
- ・チラシ、ポスター、パンフレット、ホームページ、テレビ、ラジオ、市の広報媒体、他の事業者との連携など、多様な媒体での周知を図り、積極的な利用と集客を図る。

2-4. アーティスト・イン・レジデンスの企画・運営

- ・アーティスト・イン・レジデンスの取組を広報し、新進気鋭のアーティストを市に招聘する（宿泊施設は別途確保する）。
- ・アーティストにスタジオ等の作品制作の場を貸し出す。
- ・作品制作に係るアドバイス、展示・発表の機会の提供・紹介を行う。

(2) 運営計画

3. 民間収益事業（ショップ、カフェ等の運営）

3-1. ショップ、カフェ等の運営業務

- ・本施設を利用して、ショップやカフェ等の運営業務を行う。
- ・独立採算事業として実施する。
- ・施設や展示作品、利用者動線等に配慮するとともに、利用者の利便性、ニーズに合わせたサービス提供を行う。
- ・展示作品、企画展のテーマやイベント内容に合わせた一体的な運営とサービスを提供する。

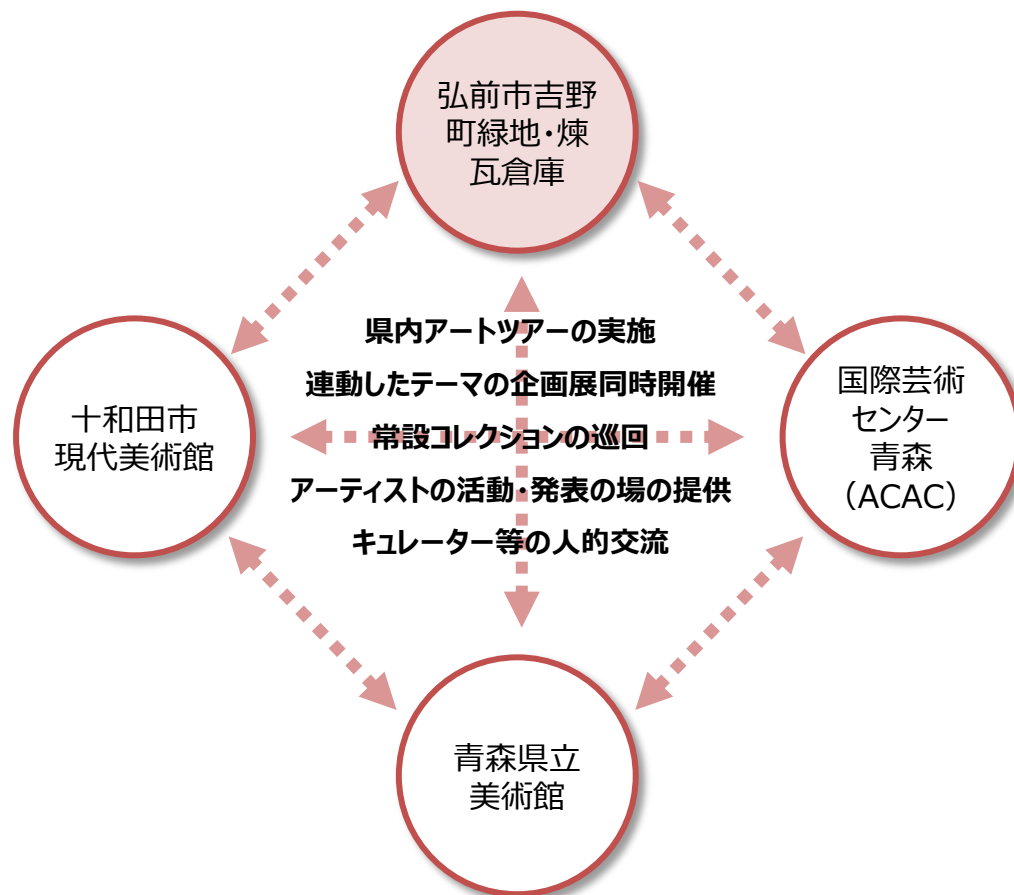
4. エリア・アート・マネジメント業務

4-1. 市内でのエリア・アート・マネジメントの推進

- ・本施設の運営とともに、市内の他のイベント、祭り、アート活動等との連携した取り組みを進め、市内や中心市街地との一体的な賑わいづくりと回遊性の向上を図る。
- ・市、及び市内の他の活動団体等との連携を図る協議会へ参加する。
- ・積極的に本施設を中心にしたイベントの提案、連携方策の提案を行う。

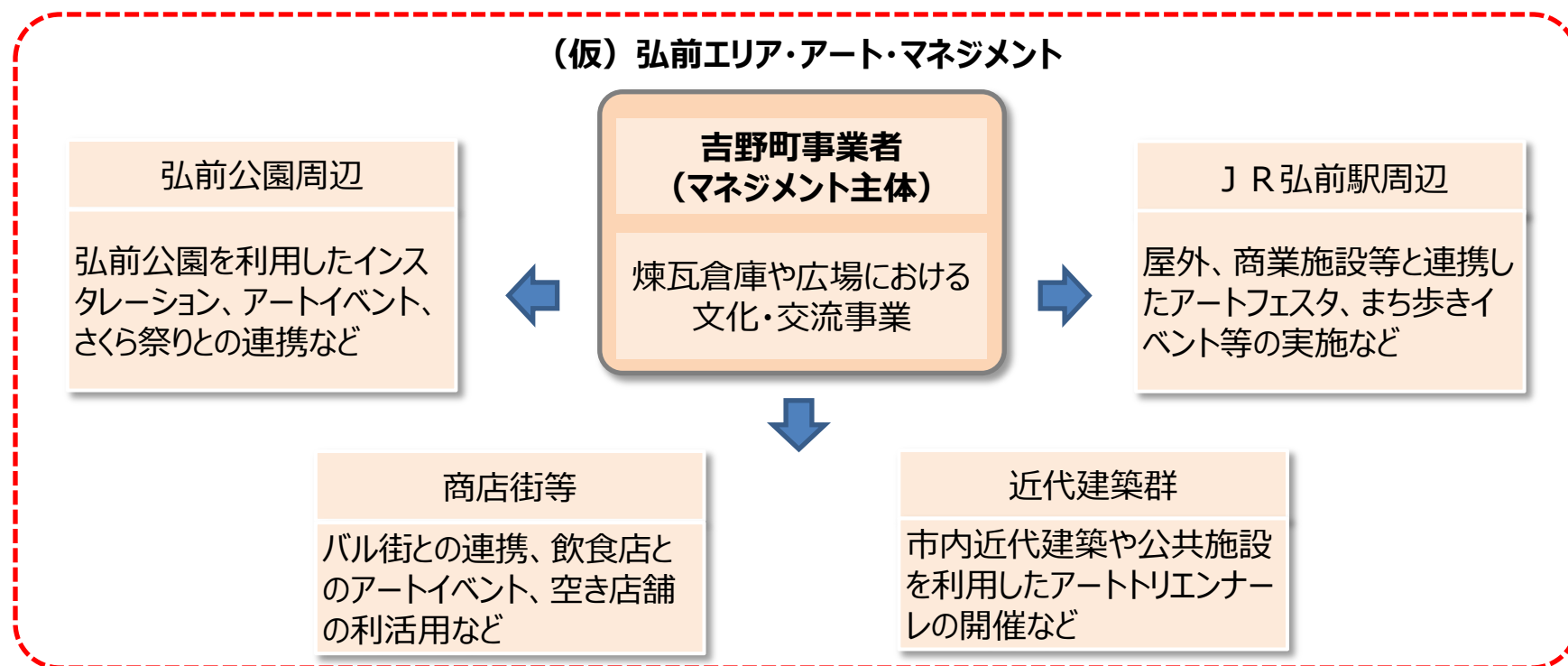
(3) 広域での文化・交流ネットワークの構築

青森県立美術館、十和田市現代美術館、国際芸術センター青森等、県内のアート関連施設との連携によりシナジー効果を生みだす。



(4) エリア・アート・マネジメント

- ・吉野町の文化交流拠点だけではなく、市内の既存関連施設、イベント等との連携を前提にした運営方針を定める
= エリア・アート・マネジメントの考え方を提示。
- ・事業者に対しては、運営業務の一環として位置づける（事業者側に提案を要求）。
- ・青年会議所、弘前大学教育学部、その他、市内の市民活動団体等との連携を推進。



3

管理運営計画

(5) 管理運営体制

- ・本施設の運営は、中心市街地との連携や集客力のある企画、運営、財政負担の軽減等を目的に、民間事業者を活用しながら、市と連携して運営を実施する。
- ・体制としては、弘前市に、担当学芸員を配置し、主にモニタリングや、弘前市事業として企画展等の企画・運営等を美術館と協力（委託）して実施する。

